

日立市犯罪被害者等見舞金給付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日立市犯罪被害者等支援条例(令和8年日立市条例第 号)第7条第1項の規定による見舞金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察が被害届を受理したもの又は警察がその発生を認知し、捜査に着手したものによる被害に限り、かつ、当該認知及び捜査に着手したことの事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できるものに限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及び遺族をいう。
- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病であって、その療養に要す

る期間が 1 か月以上（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養に要する期間が 1 か月以上かつ通算 3 日以上労務に服することができない程度であるもの）と医師に診断されたものをいう。

（見舞金の種類、給付額）

第 3 条 見舞金の種類、給付額は、次の各号に定めるところとする。

- （1） 遺族見舞金 30 万円
- （2） 重傷病見舞金 10 万円

（見舞金の給付対象者）

第 4 条 見舞金の給付対象者は、次の各号に定めるところとする。なお、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合、給付対象者が複数の見舞金の給付を受けることとなる場合、又は重傷病見舞金の給付を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の給付の原因となった犯罪行為により死亡した場合には、給付額の合計の上限を 30 万円として給付する。

- （1） 遺族見舞金

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号に定める見舞金の給付後に死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する次条第 3 項及び第 4 項に定める第 1 順位の遺族

- （2） 重傷病見舞金

犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者

- 2 前項各号に掲げる見舞金の給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「市内に住所を有している者」とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。）を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子とみなし、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の給付対象者の順位は、第1項各号の順位によるものとし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げ

る順位によるものとする。この場合において、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位の遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができない。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第6条 市長は、次の各号に掲げるときは、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、当該犯罪被害につき、他の市町村から当該見舞金と同種の見舞金の給付を受けているとき。
- (2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)があったとき。
ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位の遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位の遺族(次条第1項及び第2項ただし書に規定する代理で申請することができる者を含む。)が、茨城県暴力

団排除条例（平成 22 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれらに協力し、関与し、その他密接な関係を有する者であるとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

（見舞金の給付の申請）

第 7 条 遺族見舞金の給付を受けようとする者は、日立市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第 1 号）及び犯罪被害申告書（様式第 2 号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理で申請することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請を行う者が、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足る書類
- (5) 申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第 1 順位の遺族で

あることを証明することができる書類

- (6) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 第1順位の遺族が2人以上あるときは、日立市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) その他、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の給付を受けようとする者は、日立市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）給付申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理で申請することができる。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書

負傷又は疾病の名称、受傷日又は発病時期並びに療養に要する期間が記載されていること。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、当該精神疾患の症状により労務に服することができない期間が記載されており、かつ、当該申請に係る精神疾患と当該犯罪被害との関連の可能性が記されていること。

- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

（申請の期限）

第 8 条 前条の申請は、当該犯罪被害を知った日（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項各号に定める危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを知った日）から 2 年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りではない。

2 重傷病見舞金の給付を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の給付の原因となった犯罪行為により死亡した場合、死亡した時点において、当該犯罪行為が行われた時から 2 年を経過していたときは、申請することができない。

（給付の決定等）

第 9 条 市長は、第 7 条の申請があつた場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行った時は、速やかに、日立市犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第 5 号）又は日立市犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第 6 号）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は、申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

(給付の決定の取消)

第 10 条 市長は、見舞金の給付決定を受けた者に当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(見舞金の返還)

第 11 条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は市長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に発生した犯罪被害について適用する。